

## 運転免許制度の変遷（概要）

### ●平成 19 年以前は、トラックは「普通・大型」の 2 種類。

区分	普通免許	大型免許	
自動車の種類	普通車	大型自動車	(政令大型特に大きな車両)
車両総重量	8 トン未満	8 トン以上 11 トン未満	11 トン以上
最大積載量	5 トン未満	5 トン以上 6.5 トン未満	6.5 トン以上
受験資格	18 歳以上	20 歳以上、経験 2 年以上	21 歳以上、経験 3 年以上

#### 【中型免許導入の背景】

当時の交通死亡事故の第 1 当事者別発生状況によると、その 90%以上が貨物自動車で占めていた。死亡事故件数を車両別にみると、普通免許の上限に近い層（車両総重量 5～8 トン）と大型自動車の特に車両総重量 11 トン以上において高い傾向にある。

この層の死亡事故は、左折・追突事故など、内輪差や制動距離等に関する技能・知識の不足に起因する事故類型が多い。これまでの制度は、車両総重量 8 トンを基準として普通自動車と大型自動車を分け、これに対応して普通免許及び大型免許を設けていた。

また、車両総重量 11 トン以上の大型自動車は大型免許を受けても 21 歳以上で運転経験年数 3 年以上である者でなければ運転することができないこととされているが、改めて技能・知識を確認することとはされていなかった。このため、貨物自動車の大型化に対処し、運転者の技能・知識の不足による貨物自動車の事故を抑止するため新たに車両区分が設けられた。

### ●道路交通法の改正(平成 19 年 6 月 2 日)

「中型免許」導入 大型・**中型**・普通の 3 種類になった。（平成 19 年 6 月 2 日～平成 29 年 3 月 11 日）

区分	普通免許	中型免許	大型免許
自動車の種類	普通車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	5 トン未満	5 トン以上 11 トン未満	11 トン以上
最大積載量	3 トン未満	3 トン以上 6.5 トン未満	6.5 トン以上
受験資格	18 歳以上	20 歳以上、経験 2 年以上	21 歳以上、経験 3 年以上

注) 異なる自動車の種類に係る区分の基準に同時に該当する場合は、より大型の自動車の種類に属する自動車とされる。例えば、車両総重量 12 トン、最大積載量 6 トンは、この場合「大型自動車」に分類される。

### ●準中型免許の導入（平成 29 年 3 月 12 日）

道路交通法の改正により、平成 29 年 3 月 12 日より「**準中型免許**」が投入され、4 種類になった。

区分	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
自動車の種類	普通車		中型自動車	大型自動車
車両総重量	3.5 トン未満	3.5 トン以上 7.5 トン未満	7.5 トン以上 11 トン未満	11 トン以上
最大積載量	2 トン未満	2 トン以上 4.5 トン未満	4.5 トン以上 6.5 トン未満	6.5 トン以上
受験資格	18 歳以上	18 歳以上	20 歳以上、経験 2 年以上	21 歳以上、経験 3 年以上

※ドライバー不足を解消するため、準中型免許が新設。18 歳で積載量 2 トン以上の中型トラックの運転が可能。

### ●大型免許及び中型免許の受験資格見直し（令和 4 年 5 月 13 日）

区分	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
受験資格	18 歳以上	18 歳以上	特例教習修了、19 歳以上、普通免許等保有 1 年以上	

※「特例教習」36 時限以上